

鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和7年12月19日（金）～令和8年2月3日（火）
2. 意見の提出者数（件数） 2人（11件）
3. 意見の対応状況

（単位：件）

対応区分	項目	第1	第2	第3	その他／全般	計
A. 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの		0	3	1	1	5
B. 意見の趣旨等は、計画（素案）に盛り込み済みのもの		1	0	1	0	2
C. 計画には盛り込まないもの		0	0	0	0	0
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの		0	0	0	0	0
E. その他要望・意見等		1	0	1	2	4
	計	2	3	3	3	11

項目
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針について
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組について

鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案に関する意見の検討結果一覧表

項目
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針について
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組について

対応区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	5
B. 意見の趣旨等は、計画(素案)に盛り込み済みのもの	2
C. 計画には盛り込まないもの	0
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0
E. その他要望・意見等	4
計	11

意見の提出者数	件数合計
2人	11件

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
1	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について	「鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画」の計画期間を令和8年度から令和〇年度までの〇年間とします、を表示した方が理解できると思う。	おおむね6年ごとに改定する旨を国が示していますが、市行動計画は、国や県の行動計画が見直される際に、その内容を踏まえて必要に応じて改定する仕組みとなっているため、固定の計画期間は定めず、上位計画の改定状況に応じて柔軟に見直しを行います。	E
2	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について	P7に、国、県、市との感染症危機の体系図を表示した方が理解できる。	ご意見については、P35「新型インフルエンザ等発生に伴う実施体制」に盛り込んでいます。なお、P35に概要図を記載している旨を追記します。	B
3	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針について	新型インフルエンザ等の発生状況や感染状況などのグラフや表がなく、必要などころへ記載するとわかりやすいと思う。	ご意見を踏まえ、P11「新型コロナウイルス感染症対応での経験」に本市における新型コロナウイルス感染症新規感染者の推移を追加します。	A
4	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針について	行政側と医療機関、関係団体、市民の役割分担や協力体制を図で示してもらいたい。	ご意見を踏まえ、P27に体系図を追加します。	A

番号	項目	意見等の概要	意見等に対する対応状況	対応区分
5	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針について	県の施策にPDCAサイクルに基づいて改善を図るとあるが、市もPDCAサイクル図を表示した方が理解できると思う。	ご意見を踏まえ、P33にPDCAサイクル図を追加します。	A
6	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組について	各項目毎に整理されていると思いますが、準備期、初動期、対応期について、危機レベル①②③及び健康危機管理対策連絡会議や保健所危機管理対策会議に対応するとしていますが、国、県との対応図や医療機関との連携などを図示化した方が理解できると思う。	ご意見については、P35「新型インフルエンザ等発生に伴う実施体制」に盛り込んでいます。	B
7	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組について	P39、3-2-1 緊急事態宣言の手続② 市は緊急事態宣言がなされた場合は直ちに市対策本部を設置するとあるが、例えば、北海道のみへの緊急事態宣言がなされた場合も本市は対策本部を設置するでしょうか。	鹿児島県に緊急事態宣言がなされた場合には、特措法に基づく対策本部を設置いたします。 いただいたご意見を踏まえ、P39に上記内容を文言として追加いたします。	A
8	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組について	P39、3-3-2 市対策本部の廃止 『新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）』については、同内容が3-2-1. 緊急事態宣言の手続において既に説明されているため、括弧書きは当該説明が初めて登場する箇所に配置するのが適切である。	ご意見を踏まえ、ご指摘の括弧書きを削除し、P38に同括弧書きを追記いたします。	E
9	その他／全般	表紙に市のマークがあるが、近年はマグマシティが多く見受けられる。	ご意見を踏まえ、表紙にマグマシティのマークを追加します。	E
10	その他／全般	「基本的対処方針」の内容説明を入れた方がよいのでは。	ご意見を踏まえ、用語集の「基本的対処方針」の説明を修正いたします。	E
11	その他／全般	指定公共機関、指定地方公共機関の内容が分かりづらい。	ご意見を踏まえ、最終ページに指定公共機関と指定地方公共機関の概要を追加いたします。	A